

議 事 録

1 会 議 名

平成 2 3 年度第 1 回北九州市住居表示審議会

2 議 題

- (1) 住居表示を実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法について
- (2) 平成 2 3 年度住居表示整備事業の実施について

3 開催日時

平成 2 3 年 4 月 2 2 日 (金) 1 4 時 0 0 分 ~ 1 4 時 4 0 分

4 開催場所

北九州市役所庁舎 5 階 特別会議室 A

5 出席した者の氏名

(委 員)

大久保 無我委員	中益 勝利委員	酒匂 美智子委員	緒方 撰子委員
鶴田 伶子委員	中村 凷委員	北里 弘春委員	町田 清美委員
宮本 誠委員			

(事務局)

市民文化スポーツ局市民部長	隈 乃理子
市民文化スポーツ局市民部区政課長	小坪 浩子
市民文化スポーツ局市民部区政課指導係長	加藤 尚哉
市民文化スポーツ局市民部区政課主任	松枝 徹
若松区役所総務企画課長	堀之内 健吾
若松区役所総務企画課選挙統計係長	藤原 孝行
八幡西区役所総務企画課長	熊谷 博義
八幡西区役所総務企画課選挙統計係長	山本 亨
八幡西区役所総務企画課職員	青木 まゆ

6 会議経過

市民部長 : ただ今から、平成 2 3 年度第 1 回住居表示審議会を開会いたします。
私は、本日の司会を務めさせていただきます市民部長の隈でございます。
よろしくお願ひいたします。
それでは、まず、定足数のご報告でございます。
本日の会議の出席者数は委員 1 2 名中、9 名でございます。
住居表示審議会規則第 7 条第 1 項の会議の開催に必要な過半数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。
続きまして、前委員の人事異動等に伴い、新たに委員となられた 4 名の方をご紹介させていただきます。
(新委員 4 名の紹介)
今後ともよろしくお願ひいたします。

- 市民部長 : それでは、ここからは、中益会長に議事の進行をお願いしたいと思います。会長、お願いいたします。
- 中益会長 : 会長の中益でございます。よろしくお願いいたします。
それでは、議事に入らせていただきます。
北九州市長から当審議会に対し、「住居表示を実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法について」諮問を受けております。
事務局から説明を受けたいと思います。
- 区政課長 : 諮問の概要でございます。
資料1の1ページ「住居表示を実施すべき市街地の区域」をご覧ください。
今回、「住居表示を実施すべき区域」として、諮問いたしますのは、若松区の藤木地区、八幡西区の則松地区でございます。
続きまして、2ページをご覧ください。
若松区藤木地区でございます。北部と南部の2箇所でございます。
続きまして、3ページをご覧ください。
八幡西区則松地区でございます。
面積は、若松区、八幡西区合わせて、0.32km²でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。
住居表示の方法につきましては、街区方式と道路方式がございますが、本市におきましては、従前から街区方式を採っておりまして、今回につきましても、街区方式で行いたいと考えております。
左側の「街区方式」の上から2番目の欄の図をご覧ください。太い点線で囲まれた部分が町の区域でございます。その町の区域を道路等で1番、2番と区画したものを街区といい、この街区の番号を街区符号といいます。
下の欄の図をご覧ください。
街区の境界線、外側でございますが、一定の間隔、10mから15mで区切り、番号をつけます。建物の主要な出入口が接するところの番号を住居番号といいます。図の例ですと、街区符号1番の街区の住居番号2号の建物になりますので、この建物の住居の表示につきましては、「市A町1番2号」となります。
このようにして、住居を表示する方法を街区方式といいます。
以上でございます。

それでは、それぞれの各区域の詳細につきまして、各区総務企画課長よりご説明いたします。
まず初めに、若松区総務企画課長よりご説明いたします。
- 若松区
総務企画課長 : 若松区役所総務企画課長の堀之内でございます。詳細についてご説明いたします。
今回諮問する若松区の住居表示を実施すべき市街地の区域は、2箇所でございます。

若松区
総務企画課長

： お手元の資料5ページの区域詳細図をご覧ください。緑色で示した区域が、今回の住居表示実施予定区域でございます。

まず、藤木地区の北部地域でございますが、若松区の南東部に位置しており、高塔山から南西部の中腹に位置し、道路を挟んで大池町に隣接する大字藤木の一部でございます。

昭和45年に隣接地である大池町の住居表示が実施されておりますが、当該区域につきましては、当時、すでに数戸の住宅は存在していましたが、人口の集積状況や明確な地形地物といった観点から、住居表示の実施には至っておりません。

現状は、住居表示実施区域と市街化調整区域に囲まれた住宅地区となっております。

面積は、0.01平方キロメートル。対象世帯は、30世帯でございます。

住居表示実施区域としての選定理由でございますが、隣接する大池町と一体をなしている区域であり、住居表示の実施について地元住民から強い要望があることなどから、住民の利便性の向上を図るために、今回選定いたしました。

続きまして、6ページをご覧ください。

藤木地区の南部地域でございます。若松区南東部、洞海湾沿いに位置しており、国道199号線を挟んだ北側と南側に位置する大字藤木の一部でございます。

国道199号線の南側地域は、事業者による開発が行われておりましたが、平成23年3月に竣工しております。戸建69区画、集合住宅1区画100戸、商業用地2区画、工業用地2区画の分譲が予定され、今後、多数の新築住宅が建設される見込みであり、住居表示実施の必要性が高いため、今回選定いたしました。

次に、国道199号線の北側地域でございます。昭和45年に国道199号線を町界として、北側の和田町の住居表示を実施しておりますが、その後、国道199号線の位置が南側に変更されたため、旧道と新道間の区域が住居表示未実施のままとなっているものでございます。このため、今回の開発を契機に、区域一体として住居表示を実施すべきと判断したものでございます。

緑色で示した藤木地区の南部地域全体の面積は、0.21平方キロメートル。世帯数につきましては、最終的に180世帯を見込んでおります。

以上でございます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

区政課長

： 続きまして、八幡西区総務企画課長よりご説明いたします。

八幡西区
総務企画課長

： 八幡西区役所総務企画課長の熊谷でございます。よろしくお願いいたします。

八幡西区の住居表示実施予定区域は、1箇所でございます。

皆様、お手元の資料7ページの区域詳細図をお開きください。

- 八幡西区
総務企画課長
- ： 区域図の緑色で示した区域が、今回の住居表示実施予定区域でございます。
- 場所は、八幡西区西部に位置する大字則松の一部でございます。
- 瀬板の森公園の西側に位置し、北側を則松五丁目、西側を則松四丁目及び則松六丁目、南側を大字則松、金山川第1支流に隣接する地域でございます。
- 周辺地域は市街化が進み、順次住居表示が実施されてまいりました。現状は、住居表示実施区域と市街化調整区域に囲まれた、戸建・集合住宅・事業所が混在する区域となっております。
- 面積は、0.10平方キロメートル。対象世帯は、事業所を含めて201世帯でございます。
- 住居表示実施区域としての選定理由でございますが、当該区域については、住居表示の実施について地元住民から強い要望があり、また、住居表示実施区域に隣接し地形も安定していることから、住民の利便性の向上を図るために、今回選定いたしました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 以上でございます。
- 区政課長
- ： 以上、諮問の内容についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 中益会長
- ： ただいま事務局から、諮問を受けた区域の説明、又、街区方式についての説明がありましたが、ご質問、ご意見等はございませんか。
- 大久保委員
- ： 住民の要望があったということですが、いつ頃からあったのですか。
- 若松区
総務企画課長
- ： 藤木地区北部につきましては、4～5年前に一度要望がございましたが、その時は住民の意見の集約ができず見送られた状況でございます。今回は、意見がまとまったということもあり選定させていただきました。
- 八幡西区
総務企画課長
- ： 八幡西区でございますが、平成19年から要望がございました。
- 大久保委員
- ： 住居表示が実施されて、どのような町名になるのですか。
- 指導係長
- ： 両区、地元の方々と協議等は進めておりますが、まず、今回お諮りした諮問について答申をいただきましたら、いただいた内容で6月市議会に提案させていただきます。そして、6月市議会で議決をいただきましたら、次の第2回審議会に町界と町名案についてお諮りし、皆様にご審議いただくこととなります。
- 中益会長
- ： 他にございませんか。
- 無いようでしたら、諮問についてお諮りいたします。
- 『住居表示を実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法について』

中益会長 : て』の諮問については、原案どおり答申することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

中益会長 : ご異議ないようでございますので、原案どおり答申いたしたいと思

います。
続きまして、議事2「平成23年度住居表示整備事業の実施について」でございます。

事務局から説明をお願いします。

区政課長 : 資料2の4ページ「平成23年度住居表示整備事業実施予定区域一

覧表」をご覧願います。
本年度の住居表示整備事業の実施予定区域は、先ほど答申をいただき

ました区域でございます。
次のページは、平成23年度住居表示整備事業実施予定区域図でござ

います。
今後の事業スケジュールにつきましては、前後して申し訳ありません

が、1ページの「住居表示整備事業スケジュール」をご覧願います。

1行目の「第1回住居表示審議会」が、本日の会議でございます。

この住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法につきましては、住居表示に関する法律第3条第1項により、議会の議決を経て定めることとなっておりますので、本日いただきました答申をもとに、6月市議会定例会に提案させていただきます。

6月議会において議決をいただきましたら、次に、新町界、町名案についての諮問をさせていただき、第2回審議会において、ご審議いただくこととなります。

新町界・町名につきましても、議会の議決を経て定めることとなっておりますが、住居表示に関する法律第5条の2第1項により、議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならないこととなっておりますので、第2回審議会での答申をもとに、町界・町名案の公示を行い、12月市議会定例会に提案させていただくこととなります。

12月議会において議決をいただきましたら、新町界・町名の告示を行います。

また、実施区域の現地調査や各種図面の作成等を行い、住居表示の実施区域、実施期日、方法、街区符号等についての告示を行います。

併せて、区役所・出張所条例や選挙区など、住居表示実施に伴い必要となる条例の改正を行い、関係条令の整理に関する条例の公布を行います。

そして、今年度ご審議いただく住居表示実施事業については、平成24年6月1日実施の予定でございます。

平成22年度までの本市の住居表示実施状況でございますが、2ペ

区政課長 : ページをお開きください。
平成22年度は住居表示整備事業が実施されませんでした。本市の住居表示実施状況につきましては、表の太線で囲んだ、北九州市、住居表示実施の欄をご覧ください。
実施面積は 178.20 km²、住居表示実施地域の世帯数は 447,436世帯で、全世帯数 462,742世帯に対する住居表示実施率は 96.7%となっております。
次のページは、住居表示実施済みの区域図でございます。
以上でございます。

中益会長 : ただいまの説明につきまして、ご質問等はありませんか。

大久保委員 : 住居表示がされていない地域というのは、基準に達していない、又は、住民の要望がないということですか。

指導係長 : 住居表示は市街地を対象に行うものでありまして、一次計画、二次計画を経まして、市街地についてはほとんど実施している状況にあります。近年実施しております区域は、主に区画整理事業や宅地開発などで人口の集積が見込まれる、又は、集積があっている区域となっております。実施されていない区域は、山間部や田畑に家が点在する区域など、住居表示実施の効果があまりないと思われる区域になります。

中益会長 : 何かこの他にご発言はございませんか。
事務局の方から何かありますか。

区政課長 : 先程の整備事業スケジュールの中でもご説明させていただきましたが、本日、ご審議の上、答申をいただきました内容につきまして、6月市議会定例会に提案させていただきます。
なお、6月市議会にて住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法についての議決をいただきましたら、次回の審議会において、新しい町界・町名案をお諮りすることになりますので、よろしくお願いいたします。
また、次回、第2回審議会の開催は、8月中旬を予定しております。詳細につきましては、後日、事務局からご連絡いたします。
よろしくお願いいたします。

中益会長 : それでは、本日の審議はこれもちまして終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

7 傍聴者
0名

8 問い合わせ先
北九州市市民文化スポーツ局市民部区政課指導係 (松枝、加藤)
電話番号 093-582-2107